

平成23年第11回函館市教育委員会定例会 会議録

- 1 日 時 平成23年11月11日（金） 午後1時30分
- 2 場 所 教育委員室
- 3 出席委員 橋田委員長，小葉松委員，星野委員，山本委員
- 4 欠席委員 河村委員
- 5 事務局 種田生涯学習部長，岡野学校教育部長，小林生涯学習部次長，
岡崎生涯学習部次長，渡邊管理課長
- 6 傍聴者 なし
- 7 付議事項
 - 日程第1 議案第1号 平成23年度教育費補正予算要求に関し，議決を求めることについて
 - 日程第2 議案第2号 函館市青年センター条例の一部を改正する条例の制定依頼に関し，議決を求めることについて
 - 議案第3号 函館市地域体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼に関し，議決を求めることについて
 - 日程第3 議案第4号 公の施設の指定管理者の指定の依頼に関し，議決を求めることについて
 - 議案第5号 公の施設の指定管理者の指定の依頼に関し，議決を求めることについて
 - 議案第6号 公の施設の指定管理者の指定の依頼に関し，議決を求めることについて
 - 議案第7号 公の施設の指定管理者の指定の依頼に関し，議決を求めることについて
 - 議案第8号 公の施設の指定管理者の指定の依頼に関し，議決を求めることについて
 - 議案第9号 公の施設の指定管理者の指定の依頼に関し，議決を求めることについて
 - 議案第10号 公の施設の指定管理者の指定の依頼に関し，議決を求めることについて
 - 議案第11号 公の施設の指定管理者の指定の依頼に関し，議決を求めることについて
 - 日程第4 議案第12号 函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関し，議決を求めることについて
 - 議案第13号 函館市教育委員会の職務権限に属する事務を教育長に委任する規

則の一部改正に関し、議決を求めることについて

日程第5 議案第14号 函館市立学校管理規則の一部改正に関し、議決を求めることについて

日程第6 議案第15号 教職員の懲戒処分の内申に関し、議決を求めることについて

日程第7 報告事項

- ・専決処分の報告について（和解について）
- ・専決処分の報告について（訴えの提起について）
- ・「平成23年度栄養教諭を中核とした食育推進事業」の中間報告について

日程第8 弥生小学校新校舎視察

■橋田委員長

○ 開会宣言 午後1時30分

○ 議事録署名人に、小葉松委員、星野委員を選任。

○ 本日の日程のうち、日程第1、議案第1号「平成23年度教育費補正予算要求に関し、議決を求めることについて」から日程第3、議案第11号「公の施設の指定管理者の指定の依頼に関し、議決を求めることについて」まで、および日程第6、議案第15号「教職員の懲戒処分の内申に関し、議決を求めることについて」を秘密会としたいがいかがか。

○ 異議がないので、秘密会とさせていただきます。

○ それでは、日程第1、議案第1号「平成23年度教育費補正予算要求に関し、議決を求めることについて」を諮る。

（秘密会につき、会議録省略）

■橋田委員長

○ 次に、日程第2、議案第2号「函館市青年センター条例の一部を改正する条例の制定依頼に関し、議決を求めることについて」および議案第3号「函館市地域体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

（秘密会につき、会議録省略）

■橋田委員長

○ 次に、日程第3、議案第4号から議案第11号までの「公の施設の指定管理者の指定の依頼に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

（秘密会につき、会議録省略）

■橋田委員長

○ 次に、日程第4、議案第12号「函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」および議案第13号「函館市教育委員会の職務権限に属する事務を教育長に委任する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

■生涯学習部長

- 議案第12号および議案第13号の2件について、順次、説明する。
- まず、議案第12号「函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、このたびの改正は、スポーツ基本法の施行に伴い規定を整備しようとするものである。
- 改正内容であるが、スポーツ基本法の施行に伴い、体育指導委員の名称が変更されたことから、スポーツ振興課の事務分掌、第3号中の「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めようとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、公布の日とするものである。
- 続いて、議案第13号「函館市教育委員会の職務権限に属する事務を教育長に委任する規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」であるが、このたびの改正は、議案第12号と同様にスポーツ基本法の施行に伴い規定を整備しようとするものである。
- 改正内容であるが、教育長に委任する事務から除かれている第6号中の「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めようとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、公布の日とするものである。

■橋田委員長

- 議案第12号および議案第13号は、原案のとおり可決する。
- 続きまして、日程第5、議案第14号「函館市立学校管理規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第14号「函館市立学校管理規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、事務主幹の配置に関わり規定を整備するものである。
- 市町村立の小学校および中学校に勤務する事務主幹については、道教委において、昭和60年度に事務主幹の命課基準を定め、その職責を明確にして職が設置されたものである。
- また、近年、学校事務が質的に変化し学校事務職員の役割も重要性が増してきたことから、道教委が平成12年度に事務主幹の配置数および配置校の見直しを行い、北海道人事委員会の了解を得たところである。
- しかし、事務主幹の配置の現状が基準等に定めた配置数、配置校を大幅に上回っており、このたび道教委において、その適正化を図るために取扱いを改めたことから、事務主幹を置く学校については、別に定める基準の範囲内で教育長が定めようとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成24年4月1日とするものである。
- 次に、事務主幹の配置に関わり大きく変わった点について説明する。
- まず、資料の2の「事務主幹の配置指定基準」が道教委において定められ、配置数については、各市町村に1名配置し、また、小・中学校数が10校を超えるごとに1名加算するものとなっており、本市においては、小・中学校があわせて74校あるので、8名配置することになる。
- 次に、配置学校の指定であるが、配置指定基準に定められた配置数の範囲内で、学校規模等を勘案し中心的な役割を担っている学校など、事務主幹の設置の目的が達せられる学校を道教委と協議し、本市において指定するものである。
- また、これまで年齢が53歳以上かつ定められた在職年数を有するなど、一定の要件を満たす者を事務主幹に命課していたが、今後は、道教委において要件を有する者の中から事務主幹の命課候補者の選考を実施し、書類および面接により選考を行うことになった。

- 本市においては、現在、25名の事務主幹がいるが、既に命課されている事務主幹については、措置の特例があるので、平成27年度末までは配置指定校以外でも暫定配置することが可能となっている。
- なお、現時点で既に事務主幹として命課されている25名の事務主幹については、措置の特例後の平成28年度当初には、退職等の事由により7名となる予定である。

■橋田委員長

- 議案第14号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第6、議案第15号「教職員の懲戒処分の内申に関し、議決を求めることについて」を諮る。

(秘密会につき、会議録省略)

■橋田委員長

- 次に、日程第7、報告事項の1点目および2点目「専決処分の報告について」報告を求める。

■学校教育部長

- まず、報告の1点目「専決処分の報告について」の和解についてであるが、奨学金返還請求事件に係る訴えの提起を行ったことから、平成23年9月27日に口頭弁論が開かれ、被告薬師寺さやかとの和解が成立したので、平成23年9月27日に市長が専決処分をしたものである。
- なお、和解の内容については、被告が平成23年10月から平成25年9月まで未返還の奨学金を毎月12,000円ずつ支払うこととなっている。
- 次に、報告の2点目「専決処分の報告について」の訴えの提起についてであるが、奨学金の返還に伴う支払督促の申し立てを行ったことに対し、債務者等から異議の申し立てがあり、民事訴訟法第395条の規定によって、訴えの提起があったものとみなされることから、平成23年10月5日に訴えの提起について市長が専決処分をしたものである。
- また、本事件については、平成23年10月25日の口頭弁論において、債務者等が出廷しなかったことから、11月1日に函館簡易裁判所から判決が出され、債務者等に請求額全額の支払命令がなされたところである。
- なお、これら2件の専決処分については、第4回市議会定例会に報告する予定である。

■小葉松委員

- 異議とはどのようなものか。

■学校教育部長

- なかなか支払がなく、相手の就職等の事情を考慮して何度も丁寧に話し合いをしたが、払えないとの事なので訴訟になった。1件目は和解できたが、2件目は話し合いに応じてくれなかった。

■生涯学習次長

- 再度話し合うが、給料の差押えになるかもしれない。
- 債務者からの異議であるが、裁判所に申し立てるときに全額を一括返済としているが、債務者は分割で返済を申し出てくる。その後、両方で協議し、最終的に1件目は和解となった。

■学校教育部長

- 何度も丁寧に話し合いをした。無理な返済を迫ったわけではない。裁判まで行きたくなかった。数万円の返済なので無理ではないと思うが、居直られている状態だ。

■橋田委員長

- 報告事項の1点目および2点目については、これで終わる。
- 続いて、報告事項の3点目「平成23年度栄養教諭を中核とした食育推進事業」の中間報告について報告を求める。

■学校教育部長

- それでは、「平成23年度栄養教諭を中核とした食育推進事業」の中間報告をする。当事業は文部科学省の委託事業として、児童生徒の食育の推進のために実施されている事業である。
- 平成23年度単年度の事業となっており、函館市立大川中学校を実践中心校として、生徒への食に関する指導の充実や保護者への啓発活動を行うとともに、市内の栄養教諭や栄養職員による栄養教育研究会と連携して、その成果を函館市内の各学校に広めるというのが主な事業内容となっている。
- 具体的には、大川中学校で食育アンケートを行って生徒の家での食事の様子などを把握しているほか、給食の際には栄養教諭が各教室を回り、生徒に食についてのアドバイスをを行っている。また、食育だよりの発行など、保護者へのはたらきかけにも力を入れている。
- また、栄養教育研究会が中心となって「食に関するパンフレット」を作成し、市内のすべての小・中学生の家庭に配布したほか、9月上旬には港町のショッピングモールの一角を使用して学校給食展を実施し、現在の給食の様子や食育の大切さを広く訴えている。
- 10月26日には、札幌から天使大学で講師を務められている根本 和雄 氏を招へいし、大川中学校で食育講演会を実施し好評を得た。この講演会は、50人余りが参加し、保護者からは、「食の重要性があらためてわかった」という声が寄せられた。
- これらの事業は、栄養教諭、保健所、JA、漁業協同組合、保護者など15名で構成する食育推進検討委員会が企画・推進を行っており、今後も様々な事業を展開していく予定である。
- また、これまでの成果については、来月2日に文部科学省で行われる食育関係事業全国連絡協議会において、大川中学校の鈴木みどり栄養教諭が発表する予定である。

■橋田委員長

- 栄養教育研究会が作ってどこに渡しているのか。

■学校教育部長

- 市内の全部の学校に渡している。

■終了宣言

- 午後2時25分

議事録署名人 小葉松 洋 子
" 星 野 立 子

調製者庶務係 田 中 修 一